

防弾チョッキなどウクライナに供与

9条に反する軍事支援

政府は4日、ウクライナに自衛隊の防弾チョッキやヘルメットなどの防衛装備品を無償供与する方針を決定しました。現に武力攻撃を

アントによる攻撃の激化で、が困難なため、該国のボランティアで装備品を運ぶ予定です。

政府は4日、ウクライナに自衛隊の防弾チョッキやヘルメットなどの防衛装備品を無償供与する方針を決

アントによる攻撃の激化で、が困難なため、該国のボランティアで装備品を運ぶ予定です。

日本は既に「日本国憲法の精神は戦争、戦勝下の当事国に対する軍事支援となりますが、

日本は既に「日本国憲法の精神は戦争、戦勝下の当事国に対する軍事支援となりますが、

アントによる攻撃の激化で、が困難なため、該国のボランティアで装備品を運ぶ予定です。

日本は既に「日本国憲法の精神は戦争、戦勝下の当事国に対する軍事支援となりますが、

事国」の定義を「武力攻撃が発生し、国連安全保障理事会が措置をとっている国」と限定しており、ウクライナはこれに当たらないとしています。しかし、こうした限定的な定義 자체が供与可能な範囲を広げるものであります。ウクライナは現状、直接的に「紛争当事国」そのも

のです。

政府は、今回の防衛装備品の供与を、「防衛装備移転」としての立場から「武器輸出」を全面禁止する「武器輸出」を「原則」として

の条のむじでの日本の支

援は、非軍事支援に徹し、防衛装備品の供与はやめるべきです。ウクライナ侵略をやめさせる國際世論を高める先頭に立つべきです。

輸送などが自衛隊が運航する航空機を使い、ロシアの空軍機を撃墜した。しかし、これが次の次安